

用語集

用語集

あ行

一般廃棄物

廃棄物処理法において産業廃棄物としてあげられているもの以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法において、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（「一般廃棄物処理計画」という）を定めなければならないとされている。一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれごみに関する部分、生活排水に関する部分から構成されている。このうち基本計画は10～15年の長期計画とし、おおむね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切であるとされている。

エコセメント

下水汚泥や廃棄物焼却灰等を原料として含むセメントのこと。約1,500℃の高温で焼成するため、廃棄物に含まれるダイオキシン類等の有機化合物は、水、炭酸ガス、塩素ガス等に分解され、セメントの安全性も確

保できる。これまで最終処分場に廃棄されていた廃棄物をセメントにリサイクルできるため、逼迫する最終処分場問題を解決する処理方法として注目されている。最近では、ダイオキシン類汚染土壌をエコセメントの原料として使用する取組みも行われている。

か行

仮設トイレ

事業活動に伴い、事業関係者が使用するトイレを臨時に設置し、事業終了と共に撤去するもの。主として建設現場やイベント会場等に設置されたトイレをさす。

環境負荷

人間の活動が環境に与える影響をいう。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

環境物品等

環境負荷低減に資する物品及びサービスをさし、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に規定されている。国等では同法に基づく基本方針に沿って調達方針を定めて環境物品等の調達を推進している。同法には自治体等も毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努める規定がある。基本方針に定められる特定調達品目（国等の各機関が重点的に調達を推進する環境物品等の種類）は紙やコピー機等の事務

用品、家電製品、自動車からパソコン等多岐にわたっている。

協働（パートナーシップ）

市民・事業者・市等、これまで各々の目的に応じた生活や事業等を行い、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくり等共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組みを行うときの協調的關係のこと。

さ行

最終処分（場）

リサイクルや中間処理できない廃棄物を最終処分（埋立）するための処分場のこと。廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分けられる。また、処分する廃棄物の種類により、構造上、管理型最終処分場、遮断型最終処分場、安定型最終処分場がある。

3 R

リデュース（reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse：使用済み製品・部品の利用）、リサイクル（recycle：循環利用）のこと。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法と同法施行令で20種類が指定されている。指定された20種類は、①燃えがら、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動物性残渣、⑪動物性固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、⑮コンクリートくず及び陶磁器くず、⑯鉦さい、⑰がれき類、⑱動物のふん尿、⑲動物の死体、⑳ばいじん類、㉑上記19種類の産業廃棄物

を処分するために処理したもの、となる。

資源化

ごみとして出されるものの中から、利用できるものを分別収集や中間処理施設等で選別により取り出し再利用することをいう。資源として分けられたごみが同じ製品、あるいは別の新たな製品の原材料として再生利用されるマテリアルリサイクルや、熱利用を行うサーマルリサイクル等がある。

収集運搬

廃棄物の保管、積み込み、積み替え運び、荷卸しのこと。廃棄物処理法では収集と運搬は単独の用語で用いられている。自治体の処理経費に占める収集運搬費用は大きなウエイトを占めており、収集運搬の効率化が求められている。

従量制

処理量に応じた手数料等の賦課方式。し尿処理手数料の算出に使用されている。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。また、循環型社会基本計画では、具体的な循環型社会のイメージを提示している。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会を形成するための基本法で、平成12年の第147通常国会で成立した。製品

の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」(EPR)を一般原則として盛り込み、廃棄物の最終処分量を削減するため(1)廃棄物の発生抑制(リデュース)(2)使用済み製品をそのまま使う「再使用(リユース)」「(3)使用済み製品を原材料として利用する「再生利用(リサイクル)」「(4)廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記した。また、政府が「循環型社会形成推進基本計画」を平成15年10月1日までに策定し、おおむね5年ごとに見直すこと等を規定しており、直近では平成25年3月に第三次循環型社会形成推進基本計画が策定されている。

浄化槽汚泥

公共下水道がない地域でし尿やその他雑排水等を処理する浄化槽から発生する汚泥のこと。処理はし尿処理施設で処理されるが、近年下水道の普及に伴う浄化槽の設置基数の減少により発生量が減少している。

食品廃棄物

「食品が食用に供された後に、または食用に供されずに廃棄されたもの」、「食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの」をさす。具体的には、食品の製造加工業から発生する動植物性残渣(産廃)、流通段階で売れ残り廃棄される賞味期限切れの食品、外食産業や家庭から出る調理くず、食べ残し等をいう。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

水洗化人口

公共下水道及び浄化槽処理を行っている

世帯の人口を示す。公共下水道の普及により増加傾向にある。

スラグ

都市ごみや下水汚泥の焼却灰を高周波炉やアーク炉等を用いて熔融処理した場合の生成物や、可燃廃棄物をガス化熔融した際に生成する熔融物をスラグ又は熔融スラグという。廃棄物又はその灰を熔融すると、容積が大幅に減少するだけでなく、有害有機物質は高温で分解され、また重金属等はガラス又は結晶中に安定的な形で封じ込められる利点がある。スラグは路盤材やコンクリート製品用の骨材等にリサイクルされている。

総資源化率

直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量の合計をごみの総排出量(集団回収量含む)で除した値。

た行

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラス等再生資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

定額制

汲み取りし尿の処理手数料の徴収方式で一家庭等の単位で一定額を徴収する。

ドリームフラワープロジェクト

企業・千葉大学・柏市が連携して、学校現場における「環境学習の機会」と「資源循環型社会の実現」を支援する取り組みのこと。具体的には、給食残渣からできた堆肥を使って、子どもたちが学校花壇に花を

映かせる過程を支援する。また、花の配置は子どもたちがデザインを行う。

は行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の適正な処理と生活環境の保全を目的として、昭和45年のいわゆる公害国会において制定された法律で、「廃棄物処理法」「廃掃法」等と略される。同法が対象とする廃棄物は、第2条に「汚物又は不要物であつて固形状又は液状のもの」と定義されている。これらをさらに産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物とに分類してそれぞれの処理にかかる責任の所在と内容・方法・業及び施設設置の許可、同法の違反に対する罰則等について規定している。同法は、社会の変化に応じて数回に渡る改正を経て現在に至っている。これまでの改正は、廃棄物の排出抑制及び再生が同法の目的規定に盛り込まれたほか、廃棄物の適正処理の確保、廃棄物処理施設の整備、不法投棄の防止等に重点をおいた規定の追加・見直しがされている。

排出原単位

市民1人が1日に排出するごみ量のこと。ごみ排出量を人口と年間日数で除した値。

灰溶融

焼却灰をさらに約1,500℃で溶かす（溶融すること。溶融後に冷却して、スラグやメタル等を資源物として回収する。灰溶融は、ストーカ式や流動床式のごみ焼却炉から排出される焼却灰を対象としている。溶融の方式は、溶融のための熱源の違いにより、燃料式と電気式に大別される。

破碎

大型ごみや複合素材の製品を細かく砕く

こと。焼却炉内での燃焼効率を高めることや、資源物をごみから分離・抽出しやすくすることを目的とする。ごみ処理施設としての破碎処理施設は、前処理工程で、爆発の危険性のあるものや破碎しにくいものを取り除いた後、主工程で破碎し、選別（再利用できるものを分離）する。危険物の混入や投入するごみの材質によって、破碎機的能力が十分に発揮できないといった問題が生じている。

非水洗化人口

汲み取りし尿処理を行っている世帯の人口を示す。近年の下水道の普及により減少している。

フードドライブ運動

家庭に眠っている食品で品質に問題のないものについて、学校や職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動のこと。

や行

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

家庭系ごみ等の一般廃棄物の中で、容器包装廃棄物であるびん・缶・飲料用紙パック・ペットボトルのリサイクルを推進し、ごみの減量化とリサイクルの実現を図るために、平成9年4月に施行された。同法は、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化（リサイクル）」するという各々の役割分担を規定している。平成9年度より、大企業に対しガラスびん、ペットボトルについて再商品化（リサイク

ル) 義務を課している。さらに、平成12年度からは、一部の小規模企業者を除くすべての特定事業者に対し再商品化義務を課し、対象とする容器包装も上記の他に紙製の容器包装、プラスチック製の容器包装が新たに加えられた。